

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

高知県

### 2 構造改革特別区域の名称

高知県農の担い手育成特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

高知県の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

県の経済を移輸出額から移輸入額を引いた県際収支でみると、県全体で約4,960億円の赤字のなか、産業別では唯一第一次産業が約955億円（耕種農業は約600億円）の黒字となっており、農業を主体とする第一次産業が県経済を支えている状況となっている。

このように、本県の基幹産業である農業は、県の経済や県民生活の発展を図るうえで非常に大切な役割を果たしており、その振興を図ることが本県の発展にとって大変重要な課題となっている。

農業後継者育成の中核的な機関である高知県立農業大学校は、昭和47年の開校以来1,300人有余の優秀な人材を排出している。最近の卒業生の動向は約40%が就農、約40%が農業関連産業等への就職、約20%はその他となっているが、食の安全安心や消費流通の動向等の社会が求めているニーズや、経営感覚を学ばせ広い見地を持った後に就農することが将来の農業経営に役立つことから、卒業後、関連産業や他産業に一定期間就職を望む声も多くなってきている。

また、近年の傾向として、非農家出身の学生も増加していることから、法人等への就職も今後増えてくることも予測されている。

更には、本県では、環境保全型農業を推進しており、その一つとして全国に先駆けて、生産から流通までの各分野をISO 14001で結ぶ「こうち農業ISOチェーン構想推進事業」を、関係機関等と連携し平成14年度から実施しており、生産現場を含め、様々な現場で専門技術をもった担い手が求められている。

このようなことから、本県にとって重要な産業である農業を一層振興していくためには、生産現場での優秀な人材の確保はもちろんであるが、農業の関連産業を含む第一次産業全体で優秀な人材を確保していくことが欠かすことができない要素となっている。

このような視点から、農業大学校の学生については、関連産業等を含む県全体の農の後継者として捉えていくことが必要である。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

### 農業大学の魅力のアップ

農業大学は、就農を前提とした学校であることから、入校希望者にとっては農業に関心を持っていても、就農しようとする強い意志がないと入学できない状況にある。

農業大学が、このような枠を取り払い職業紹介事業を行うことにより、入校希望者の幅が広がることが予想される。また、授業内容等についても、就農を前提とした内容だけでなく幅広い分野を教えることが可能となり、農業大学の魅力アップに繋げることができる。このようなことから、学生数の増加が期待でき将来の県の農業を担う後継者の確保に繋がる。

### 環境保全型農業の推進

農業大学で環境保全型農業を学習した学生が、関連産業等に就職することにより、本県農業の推進方向である「環境保全型農業の推進」が図られ、産地のイメージアップに繋がる。ひいては、本県の第一次産業全体の活性化が図られる。

### 高知県の農を担う優秀な人材の育成確保

農業大学を卒業後即就農するのではなく、一定期間を農業関連企業や他産業で従事することにより、様々な情報や技術を習得することができる。また、消費者の視点から農業を見ることにより、将来の就農時には様々な社会情勢に対応できる幅の広い農業経営を実践できる担い手が確保できる。

また、農業関連企業等に就職することにより、農業をフォローする農業関連産業全体のレベルアップが図られる。

このようなことから、農を取り巻く産業を含めた県全体の構造改革に繋がり、農業の振興と地域の活性化が図られることが期待できる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

農業大学が就職斡旋を行い、専門技術を持った優秀な人材をスムーズに関連企業等に就職させることにより、県全体の農を取り巻く産業の活性化を図る。このことは、県が推進している環境保全型農業を進めていくうえでも大変有意義なことである。

また、他産業や関連産業での従事を経験することにより、社会のニーズや環境の変化に対応できる経営感覚をもった将来の担い手を確保するものとする。

このように、県経済を支えている第一次産業を総合的に強化することにより、県全体の活性化に繋げていく。

このような取り組みは、第一次産業を中心としている他県にも波及することが予測され、ひいては全国の農業農村の活性化に繋げていくことができる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

農業大学校が職業紹介事業を実施することにより大学校の魅力アップを図り、将来の本県農業の担い手となりうる学生を確保することができる。

[ 学生定数 ]	50名		
	【現状】		【目標（H17年度）】
[ 平成15年度入校生 ]	43名	➡	50名
[ 過去5カ年の定数充足率 ]	66%		100%

農業大学校での近年の就職状況は、下表のとおりで就職希望者全てが就職できていない状況にあるが、職業紹介事業を実施することにより100%の就職率を目指す。

	就職希望者	就職決定者	就職未定者
H13年度卒業生	20名	16名(80%)	4名(20%)
H14年度卒業生	24名	13名(54%)	11名(36%)

農業大学校卒業後、一定期間他産業に従事した後に就農することにより、農業農村を取りまく環境の変化に対応できる、経営感覚に優れた自立的な農業経営者を確保することができる。

専門的な知識を持った学生が、農業関連産業に就職することにより、本県農業をバックアップする農業関連産業の活性化が図られることが期待できる。

また、生産から流通までを結ぶISO（環境保全型農業の取り組み）に関わることにより、本県農業のイメージアップに繋げることができる。

このような農に関する多様な担い手が増加することによって、各地域での農業の振興や農村の活性化が図られることが期待できる。

8 特別事業の名称

番号 905 農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

農業大学校における優れた農業者及び技術者の育成

こうち農業ISOチェーン構想推進事業

農業大学校研修課における農業体験の実施等による児童・生徒・一般県民等の農業の理解醸成

各地域での新規就農者や研修希望者の受け入れ態勢の強化

法人化促進のための研修や個別指導の充実

農業改良普及センター等における研修等による経営感覚に優れた自立的な農業経営者の育成

## 別 紙

- 1 特定事業の名称  
番号 905 農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者  
高知県立農業大学校
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日  
特区認定日
- 4 特定事業の内容  
事業主体  
高知県立農業大学校  
実施期間  
通年  
事業内容  
農業大学校での在学生への無料職業斡旋の実施  
認定後の体制  
認定後は、教育課長が企業等からの求人担当責任者として企業等との折衝を担当し、各科長との連携のもと学生を指導する体制を整えるなど、学生の希望に添った就職斡旋を行う。
- 5 当該規制の特例措置の内容  
本県の農業は、年平均16.6、年間降水量2,600mmという夏季高温多雨、冬季温暖多照の気象を活かし、水稻、野菜、果実、畜産物等の生産が行われ、総合食料供給基地としての役割を担ってきており、中でも狭隘な耕地を集約的に利用する生産効率の高い施設園芸は、本県農業の基幹部門として発展してきた。  
しかしながら、国内外の産地間競争の激化や景気の低迷等により、農産物価格は下落してきており、経営を断念する農家も出てくるなど、非常に厳しい状況となってきた。  
このように、農業を取り巻く環境が急激に変化するなか、本県農業のイメージアップと第一次産業全体を含めた産地の強化を図り、本県経済を活性化させていくためには、農業大学校の優秀な人材を、生産現場だけに輩出するのではなく関連産業等へ就職させることも必要となっている。  
また、農業大学校の卒業者の動向は約40%が就農、約40%が農業関連産業等への就職、約20%がその他となっており、学生や保護者からは卒業後即就農するのではなく、関連産業や他産業等に一定期間就職した後に就農を望む声も多くなってきた。  
更には、近年の傾向として非農家出身の学生も増加してきているなど、農業大学

校卒業後の進路として、就農以外のニーズが高まってきている。

これらの状況を踏まえ、「地方公共団体が、その設定する特区が農業及び農業に関連する産業に係る労働力の需要の動向に照らしてその需要供給の円滑な調整に資することが必要な地域に該当するもの」と認められる。

高知県立農業大学校は、農業改良助長法第14条第1項第5号に規定された協同農業改良普及事業を実施する農業者研修教育施設であるため、特例措置1の「農業改良助長法第14条第1項第5号の事業の遂行のために設置する農業者研修教育施設であること。」に合致する。

高知県立農業大学校は、入校要件を「学校教育法による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者」としているため、特例措置2の「その教育施設の学生が、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者であること。」に合致する。